

魚津市農業委員会総会議事録

- ・と き 令和4年10月5日（水）
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第一会議室

議 事

- 第 1 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 33 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可決定について
- 第 3 議案 第 34 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 4 議案 第 35 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による意見決定について

総会の種類	定例総会		
1. 総会の期日	令和4年10月5日(水)		
2. 総会の場所	魚津市役所第一会議室		
3. 農業委員の定数	14名		
4. 総会に出席した農業委員の数	14名		
会長(議長)	14番	杉山 篤勇	
委員	1番	稗苗 史絵	2番 小坂 義則
	3番	宮坂 博一	4番 佐々木 隆
	5番	住田 賀津彦	6番 関口 卓司
	7番	大崎 章博	8番 金坂 隆男
	9番	高橋 順子	10番 松田 治之
	11番	北田 直喜	12番 谷越 彦茂
	13番	石坂 誠一	
5. 総会に欠席した農業委員の数	0名		
6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数	2名		
	下中島地区	吉崎 道隆	加積地区 西田 八郎
7. 議事録署名委員			
	4番	佐々木 隆	5番 住田 賀津彦
8. 総会に出席した職員			
	事務局長	矢野 道宝	庶務係長 高森 玲子
	主査	本田 陽一	主事 小川 聡志
	主事	小林 智樹	

【開 会：午後1時30分】

議 長： それではただ今から令和4年度10月農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は委員14名中14名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、4番佐々木委員、5番住田委員をお願いいたします。

議案第33号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第33号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

2ページ目の総括表をご覧ください。今月の申請は1件1筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が190㎡です。

【議案第33号 議案書をもとに朗読】

今回の申請は、いずれも農地法による各要件を満たしていることから、所有権移転による農地取得について特に問題ないと思われま

議 長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

13番： 譲渡人は移住により、住宅も空き家となっていた。このたび、正式に譲受人が譲り受けるということで問題ないと思われる。

議 長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

(「意見無し」の声あり)

議 長： 特に意見が無いようでしたら、申請通り許可決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議 長： 異議が無いようですので、議案第33号は意見決定いたします。

議案第34号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第34号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

5ページ目の概要をご覧ください。今月の申請は4件6筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積合計が2,228㎡です。

それでは6ページをご覧ください。今月の総括表です。読み上げでご説明いたします。

【議案第34号 議案書をもとに朗読】

本申請について、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議 長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

8 番： 1 件目については、JA倉庫の山手側。将来的には、申請地の横で店舗を持ちたいとのことである。申請地は狭く、耕作もしていないので、管理してもらえばいいのではないかということで問題なしと思われる。

8 番： 2 件目は農地パトロールでも見に行った際にすでに建ってしまった案件である。雑草ばかりになるよりかは有効活用できて良いのではないかと思う。

2 番： 3 件目は隣接にも資材置場を持っており、同集落内の人からの譲受けであることから問題ないと思われる。

2 番： 4 件目は小さいころから、知っている土地であり、角地のため農地といっても活用しにくい土地であった。今回活用していただけるということで問題ないかと思われる。

議 長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

7 番： 4 件目の申請地と一体利用する土地は現在住宅が建っているのか。

事務局： 現在は、申請地を除いて工事が入っており、更地となっている、

議 長： その他に意見がないようならば、申請通り意見決定ということでよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議 長： 異議が無いようですので、議案第34号は意見決定いたします。

議案第35号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案35号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定についてご説明します。

今月の案件は全1件、4筆、3,542 m²になります。今回の計画は、

農用地の効率的な利用、農作業状況等、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

（「意見無し」の声あり）

議長： 特に意見が無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

（「異議無し」の声あり）

議長： 異議が無いようですので、議案第35号は決定いたします。
これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局：
・非農地通知について
・非農地判断の方法について
・農業委員活動記録簿（冊子）の提出について
・令和4年度富山県農業委員会大会の開催について
・農業委員会視察研修について

議長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後2時36分】

【別添】

農地法第3条調査書

議案第33号 受付番号1番
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 小川 聡志
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率 利用)	・譲受人のリース予定している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格 法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従 事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超える。	しない
第2項第7号 (地域調和)	・今回の申請は、譲受人が、以前から管理していた農地の所有権を取得するものであり、実際の耕作状況は、これまでと変化なし。権利移転後は、申請地で、自家野菜の栽培を行う予定であり、申請地の周辺の農地は、譲受人の農地であるため、所有権の移転によって、周囲への影響はないと考えられる。 本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じなくなると考えられる。 なお、9月22日、事務局小林、小川が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

【別添】

農地法第5条調査書

議案第34号 受付番号1番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、上下水道管が埋設されている幅員4m以上の市道沿いにあり、かつ概ね500m以内に新川病院とにじいろこども園が存する市街地化傾向の著しい区域であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は、原則許可となります。	
転用目的	譲受人は来春に結婚することとなり、新居を建設する土地を必要とします。将来共働きとなるため、子育ての協力や親の老後生活で介護が必要となった際に便宜が図れることから申請地に住宅を建築する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については借入金と自己資金でまかなう計画で、金融機関の融資可能証明書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、住宅の建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリート擁壁を設け、隣接地等に被害の及ばぬよう配慮されます。生活排水は公共下水道施設を利用し、雨水排水については近くの水路へ放流されます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第34号 受付番号2番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、10ha未満（4ha）の一団の農地の区域内にあり、かつ、住宅用地等の連担している土地に近接していることから第2種農地と判断します。 転用許可基準は、代替可能性なしです。	
転用目的	譲受人はエクステリア販売業を営んでおり、お客様に商品の展示スペースを設置し業務拡大を図ります。魚津の工務店の下請けをしており、土地を求め途中で道幅が広く安全にトラックが出入りでき、SAが近く集客が見込まれることから、店舗および資材置場を建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は、農地でありながら店舗および資材置場として無断転用していたことを反省し、始末書が添付されています。既に工事済みであるため資金は必要ありません。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、既に工事済みです。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、店舗および資材置場として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、事業所の建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリート擁壁を設け、隣接地等に被害の及ばぬよう配慮されます。取水は井戸水でポンプ汲み上げとし、下水排水については汲み取り式浄化槽を設置します。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

農地法第5条調査書

議案第34号 受付番号3番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね28haの一団の農地の中にあり、土地改良事業施行済区域内の農地であるため、第1種農地と判断しました。転用許可基準は集落接続です。	
転用目的	譲受人は土木工事業を営んでおり、既存の資材置場を基地として一体利用できる土地を探したところ、他に接道した宅地や第2種、第3種農地はなく、申請地を利用する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金でまかなう計画で、金融機関の預金通帳の写しを申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、資材置場として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、資材置場の建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	雨水等の排水は浸透式とし、土砂が流出しないよう既存のコンクリート壁を利用することとしています。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第34号 受付番号4番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、上下水道管が埋設されている幅員4m以上の市道沿いにあり、かつ概ね500m以内に清流小学校と吉島内科が存する市街地化傾向の著しい区域であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は、原則許可となります。	
転用目的	譲受人が設けている現在のスクールバス進入道路幅及び学校敷地面積が狭いため児童とバスが接触する危険性があります。また、スクールバスを駐車するスペースもなく、敷地外に駐車していることから、安全な乗降を行うため申請地を利用する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金でまかなう計画で、予算書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、スクールバス乗降場として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、スクールバス乗降場の建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界には工作物により明確に区分するとともに、雨水排水については排水路を設け、既存の農業用水路に接続することとしています。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		